愛知学院大学大学院研究員規程

平成５年４月１日施行

（趣旨）

第１条　この規程は、本学大学院学則第44条第２項に基づき、研究員に関する事項について定める。

２　研究員を受け入れる研究科は、文学研究科、心身科学研究科、商学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合政策研究科、薬学研究科及び歯学研究科とする。

（出願資格）

第２条　研究員として出願できる者は、近い将来、特に高度な研究成果（博士論文等）が期待され、かつ、次のいずれか（薬学研究科及び歯学研究科については（第１号）のみ）に該当する者とする。

（１）　本学大学院博士後期課程において博士候補者試験に合格し、満期退学した者（薬学研究科及び歯学研究科については、博士課程を単位修得満期退学した者）

（２）　他大学大学院博士後期課程を満期退学し、十分な基礎学力の認められる者

（３）　前２号に相当すると認められた者

（選考時期）

第３条　研究員の選考は、学年の始めとする。ただし、特別の事情がある者はこの限りでない。

（志願書類）

第４条　研究員を志願する者は、研究すべき事項及び指導教員を定め、出身大学の博士後期課程（薬学研究科及び歯学研究科については博士課程）の担当教員の推薦状を添付して、次の書類を提出しなければならない。

（１）　研究員願書（本学所定のもの）

（２）　履歴書

（３）　研究業績表

（４）　写真（最近３月以内に撮影したもの１枚　縦４㎝×横３㎝）

（５）　その他本大学院が必要とする書類

（受入れ許可）

第５条　研究員の受入れは、当該研究科委員会において選考の上、学長が許可する。

（研究期間）

第６条　研究員の研究期間は、１年ごとに更新して５年（薬学研究科及び歯学研究科については４年）を限度とする。

（研究員証）

第７条　研究員として受入れを許可された者は、所定の手続きをすることにより研究員証の交付を受けることができる。

（研究施設の利用）

第８条　研究員は、その目的を達成するために、本学の研究施設を利用することができる。

（履修の許可）

第９条　研究員は、指導教員が必要と認めたときには、授業担当教員の許可を受けて、正規の受講学生の研究指導、講義、演習及び特講を履修することができる。

（雑則）

第10条　研究員に関して、大学院学則及びこの規程に定めのない事項については、大学院委員会の定めるところによる。

（事務）

第11条　この規程に関する事務は、教務担当部課署が行う。

（規程の改廃）

第12条　この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長の承認を得なければならない。

附　則

本内規は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成７年４月１日）

この改正は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成26年９月17日）

この内規は、平成26年９月17日から施行する。

附　則（令和３年４月１日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

２　研究員の新規募集を文学研究科・心身科学研究科・商学研究科・経営学研究科・法学研究科・総合政策研究科・薬学研究科については令和６年４月から停止、歯学研究科については令和７年４月から停止する。

３　研究員の更新期限に係わらず在籍者が無くなり次第、本規程は廃止する。